

令和8年度北薩摩観光物産展等企画・運營業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度北薩摩観光物産展等企画・運營業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和9年3月19日（金）

3 業務目的

鹿児島県北薩地域の5市町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）では、大将季、紅甘夏、ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉、ブリ、早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な「食」のポテンシャルを有している。

また、北薩地域は、県北西部に位置しており、全長137kmの九州有数の河川である川内川が流れ、断崖絶壁が広がり恐竜の化石が発掘される「太古の地球を感じる宝の島」をテーマとする甑島、東シナ海に面した風光明媚な海岸線、黒之瀬戸海峡の渦潮やラムサール条約湿地である出水ツルの越冬地及び有無大家などの豊かな自然に恵まれているほか、出水麓や入来麓の武家屋敷群など魅力的な観光資源にも恵まれている。

これら北薩地域が有する「食」と「観光」の魅力を一体的に発信し、認知度向上及び誘客促進を図るために、北薩地域の観光情報発信、北薩地域の食材を活用した「北薩摩フェア（レストランフェア）」及び「北薩摩観光物産展」を同時期・同エリアで実施する。

開催地は、北薩地域への移動において自家用車利用が多い実態を踏まえた自動車移動圏であり、また台湾関連企業の進出により台湾関係者の誘客も期待できる熊本市内とすることで、北薩地域へのさらなる誘客を促進する。

4 委託業務の内容

北薩摩振興推進協議会（以下「協議会」という。）が主催する次の(1)ア・イの2つのイベントに係る企画・運営を行う。

なお、いずれのイベントも「北薩摩（きたさつま）」の呼称を用いることとし、協議会構成員、協議会事務局（鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課。以下「事務局」という。）及びイベント開催場所との調整により実施するものとする。

(1) イベントの概要

予算総額：3,970千円

ア 北薩摩フェア（レストランフェア）

(ア) 開催時期：令和8年10月～11月（予定）

(イ) 開催機関：1か月間程度

(ウ) 予 算：2,480千円程度

(エ) 場 所：熊本市内飲食店

(オ) テ ー マ：北薩の「食」・「食材」・「特産品」

(カ) ターゲット：熊本県民・台湾関係者等

(キ) 実施内容

- a 北薩地域の食材を活用したレストランフェア
- b 北薩摩フェアについては、熊本県民や台湾関係者、インバウンドの宿泊者等に北薩摩の食の魅力が伝わるような工夫をすること。
- c 同フェアへの来場者増加及び北薩地域への観光客増加に繋がる企画
- d 事業者からの独自の企画

イ 北薩摩観光物産展

(ア) 開催時期：令和8年10月～11月（アの開催期間中）

(イ) 開催機関：上記期間中の連続する週末3日間程度

(ウ) 予 算：1,490千円程度

(エ) 場 所：熊本市内（商業施設等）

(オ) テ ー マ：北薩の「食」・「観光」

(カ) ターゲッ ト：熊本県民・台湾関係者等

(キ) 実施内容

- a 「食」を中心とした北薩地域の食品（生鮮食品及び加工品）の展示・販売
- b 観光案内スペースの設置（例：ポスターの掲示、パンフレットの配布）
- c 北薩地域への観光客増加につながるお買い上げ抽選会
- d 観光客増加に繋がる企画
- e 事業者からの独自の企画

(2) 業務の内容

ア 実施計画書の作成

開催概要、実施体制、当日のスケジュール、出展事業者一覧、抽選会企画、広報計画等を記載した実施計画書の作成及び提出

イ イベントを開催する施設等の選定、使用に関する交渉、調整等

イベントを開催する商業施設等及びレストランなどの選定及び使用に関する交渉、イベント実施に係る各種調整・手続き

(ア) レストラン等における北薩摩フェア

熊本市内レストラン等における北薩摩の食材を活用したレストランフェアの実施

- a 北薩地域食材リストの作成
レストランフェアで使用する北薩地域食材のリスト作成
なお、作成に当たっては事務局、協議会構成員及びレストランとの調整を実施すること。
- b レストランシェフによる現地視察
レストランシェフによる北薩地域食材のリスト及びメニューの作成
なお、シェフの交通宿泊経費等の負担を含むものとする。
- c フェアの効果的な広報・宣伝
 - (a) 広報用ポスター及びチラシのデザイン、印刷並びに指定箇所への送付
 - ・ 写真素材等については、事務局との事前協議を行うこと。

- ・ B2ポスター及びA4チラシの印刷枚数について、ポスター100枚以上、チラシ1,000枚以上で周知範囲及び方法等を想定し提案
- (b) 北薩の食材を紹介するメニュー表等の制作
- (c) SNS活用、その他効果的な広報・宣伝の実施
- (d) 特設サイトの制作
- d レストランによる北薩地域の食の円滑な購入に向けた仕入れ支援
- e 本フェアへの来場者増加及び北薩地域への観光客増加につながる企画の実施
- f 来序応射向けのアンケートの作成・実施・分析
 ※来場者へのアンケート回答者数の目標：フェア期間中 300 件程度
- (イ) 商業施設における北薩摩観光物産展
 - a ブース設置に必要な机、冷蔵庫、冷凍庫等各種資材のレンタル申請
 - b 各種支払い・精算
 - c 出展業者の選定・調整
 - (a) 出展業者の選定
 - ・ 北薩摩の「食」を切り口とした集客力を有し、試食販売が可能な出展業者の選定
 - ・ 5市町を代表する菓子、飲食物、農林水産物（生鮮食品）、農林水産物加工品等の展示・販売を行う出展業者の選定及び調整
 なお、出展業者の選定委に当たっては、管内の地域バランスに拝領するとともに、事前に事務局及び協議会構成員との協議を行うこと。
 - (b) 観光PRを実施するブースの設置
 - (c) 出展業者向け事前説明会の実施
 - d 抽選会の企画・景品選定
 北薩地域への誘客へつなげるお買い上げ抽選会の企画及び実施
 なお、抽選会景品については事務局及び協議会構成員との協議の上、手配すること。
 - e 来場者向けアンケートの作成・実施・分析
 次年度以降の事業の参考とするため、より多くの来場者から回答を得るための工夫をすること。
 ※ アンケート回答者数の目標：イベント期間中 300 件程度
 - f イベントに係る広報・宣伝
 - (a) 広報用ポスター及びチラシのデザイン、印刷並びに指定箇所への送付
 - ・ 写真素材等については、事務局との事前協議を行うこと。
 - ・ B2ポスター及びA4チラシの印刷枚数について、ポスター100枚以上、チラシ1,000枚以上で周知範囲及び方法等を想定し提案
 - (b) 商品紹介ポップ等の制作
 - (c) SNS活用、その他効果的な広報・宣伝の実施
 - (d) 特設サイトの制作
 - g 本フェアへの来場者増加及び北薩地域への観光客増加につながる企画の実施
 - h 会場設営
 出展ブース等の会場設営及び撤去作業

なお、イベント当日及び搬入・搬出日において各日1人異常の現地監督スタッフの配置によるブース等設営、イベント実施、搬入・搬出作業を行うこと。

i イベント保険への加入

j 行政機関等への各種届出

イベント開催場所及び行政機関当院に対する必要な申請・届け出

k 緊急時の対応

事故等の緊急時に対応可能な体制整備及び不測の事態への対応

l 売上金の精算

出展者の物販等に係る売上金のうち、会場管理者へ支払う手数料に関する精算業務一式

ウ 実施報告書の作成

業務終了後、来場者数、売上等の実績や、今後、北薩地域の観光振興の参考になる事項を報告

5 著作権等について

- (1) ポスター、チラシ及びポップ等の本業務で制作されたもの（以下「制作物」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵すものでないこと。
- (2) 制作物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託業者が納品前に処理を行うこととする。
- (3) 制作物に関する著作権については、全て協議会に帰属する。
- (4) 協議会は、制作物の一部について差替、削除及び追加の必要に応じた場合には受託者又は受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (5) 協議会は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、協議会が認める場合には、受託者は第三者による使用を了解するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、事務局及び協議会構成員と十分に連携を図ること。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 本誌要所に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を多に漏らしてはならないものとする。
- (5) 業務の進行状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。